

告 示

埼玉県告示第千五百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なごみ

三 代表者の氏名

早川 輝子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市中央二丁目五番地十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人が地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援や障害を持つ人々のくらしやすいまちづくりに関する政策提言活動などに関する事業をおこない、持って社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。